

# 令和5年第10回日進市農業委員会議事録

開催日時	令和5年10月26日(木) 15時00分
招集の場所	日進市役所 本庁舎 第1会議室
出席委員	会長 1番 市川 豊 会長 委員 3番 福岡 幹弘 委員 4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員 6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員 8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員 10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員
欠席委員	2番 岩本 直美 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村瀬 厚 書記 青山 侑嗣 書記 津田 卓也

付 議 事 項	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 専決第 1 号 専決第 2 号 その他	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 農業経営改善計画認定申請書について 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について 生産緑地のあつせん願いについて 農地を農業用施設に使用する届出書について
------------	--	---

<p>開会</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>(15:00)</p>	<p>本日は10名の委員さんにご出席いただきました。定足数に達しておりますので、只今より令和5年第10回農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>議案に入る前に本日の議事録署名者は、8番の山本裕子委員と9番の萩野淑子委員の両名ですのをお願いいたします。本日の会議に傍聴の申し出はございますか。</p> <p>本日の会議には1名の傍聴の申し出がございました。</p> <p>何かご意見はございますか。</p> <p>(全員異議なし)</p> <p>それでは傍聴者をお通しください。</p> <p>(傍聴者入室)</p> <p>傍聴者につきましては、発言や定められた場所以外への移動は控え、議長の指示に従うようお願いいたします。</p> <p>それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>「農地法第3条の許可」についてですが、農地を農地として利用するために、売買・賃借等による権利を移転したり設定したりする際には農業委員会の許可が必要になります。</p> <p>それでは、番号11番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>場所につきましては2ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、見切れていますが、相野山小学校から南に約360mに位置する農地で、登記地目、現況地目は田で面積は1,394㎡です。</p> <p>申請者は北新町相野山にお住まいで、年齢は81歳です。</p> <p>申請地は、申請者が現在営農している農地の隣接地であり、営農地を拡大するために申請に至ったものです。</p> <p>申請者は現在、年間200日農作業に従事しており、農作業暦は30年です。</p> <p>また、世帯員の従事状況は、申請者の妻が100日、息子が30日です。</p> <p>農業用機械の所有状況は、草刈機3台、軽トラ1台を所有</p>
---	----------------	--

		<p>しています。</p> <p>申請地では引き続き水稻を予定しております。</p> <p>年齢は81歳ですが、高齢者所得理由書により、健康状態は良好で、耕作への意欲があることが確認出来ています。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>続きまして、番号12番の申請者による農地の取得について説明します。</p> <p>場所につきましては、3ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、中部電力日進変電所から西に約100mに位置する農地で、2筆とも登記地目、現況地目は畑で、面積は2筆合計で2,982㎡です。</p> <p>申請者は赤池町西組にお住まいで、年齢は79歳です。</p> <p>申請者は日進市の認定農業者であり、日進市と豊田市にてぶどうの栽培をされており、営農地の拡大をするため申請に至ったものです。</p> <p>現在、年間300日農作業に従事しており、農作業歴は60年で、所有する日進市と豊田市の農地は適正に管理されております。</p> <p>農業用機械は、トラクター1台、軽トラック1台、普通自動車3台、消毒器1台、草刈機1台、運搬車1台を所有しています。</p> <p>申請地ではぶどうの栽培を予定しております。</p> <p>農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。</p> <p>議案第1号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
議長		
委員		<p>11番の方は大丈夫なのか。世帯員の息子が耕作をしているのを見たことがない。南の畑も農地のようになってない。その辺を確認した方がいいと思う。</p>
事務局		<p>申請書等で3条の取得要件を満たしている。今後の耕作状況については農業委員会で確認していきます。</p>
委員		<p>所有している農地はどこか。耕作しているのか。</p>
事務局		<p>北側の田、南側の畑を所有しています。現地調査で耕作し</p>

	議長	<p>ていることを確認しています。</p> <p>他に、ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、議案第1号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>なお、番号24番については、委員の自己案件となりますので、農業委員会等に関する法律第31条に「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」とあるため、該当の委員には、自己の案件の審議の際に退席をお願いいたします。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>農地法5条では、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域の農地を住宅や駐車場等農地以外のものに転用する目的で、所有権等の土地の権利の設定・移転をする場合には、農業委員会を経由して都道府県知事の許可が必要となっています。</p> <p>それでは、議案第2号の21番の案件について説明します。</p> <p>場所につきましては、6ページの地図をご覧ください。黒で塗りつぶしている箇所が申請地で、日進市立図書館から南東に約200mの位置に所在し、登記地目は田・現況は山林で面積は2筆合計で237㎡です。</p> <p>申請者は、灰色で塗りつぶしている箇所で、造園業を営んでいます。</p> <p>現在、岩崎町小林地内に資材置場を借りておりますが、借りている資材置場周辺は、人通りが少ない時間があり防犯的に不安であったり、置場が不足していることにより各種資材を本店玄関前に積み上げて置いている状況があります。</p> <p>資材を置くスペースを十分に確保でき、目の届く本店から近い場所で、資材置場を探していたところ、所有者より資材置場として利用する承諾を得ることができたため申請に至ったものです。</p>

	<p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水については、雨水は申請地北側に集水し自然浸透とし、小段により周辺への流出を防止する計画となっています。雑排水は発生しません。</p> <p>一般基準の農地法第5条第2項第3号から6号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、22番の案件について説明します。場所につきましては7ページの地図をご覧ください。</p> <p>黒で塗りつぶしている箇所が申請地で、南小学校の北側に所在し、登記地目は畑と雑種地、現況地目は畑と山林で面積は6筆合計で8,244㎡です。</p> <p>濃い灰色で塗りつぶしている箇所は、開発の一体利用地ではありますが、農地ではありません。</p> <p>申請法人は、申請地に隣接する工場において、溶接関連の制御機器、工作機器の開発・製造・販売を行っています。</p> <p>申請者が製造している製品を製造・販売する会社が少なく、依頼が国内外メーカーを問わず毎年増え続けており、作業の効率化を図る為にも、新設工場が必要となっております。</p> <p>今般、既存の工場の隣接地に新設の工場を建設し、効率的な作業工程を実現するため申請に至ったものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、笠寺山の1筆については第3種農地であり、第3種農地は原則転用許可であるので、立地基準は支障ありません。その他の筆については、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理し、雨水とともに申請地東の県道側と南側の側溝へ放流するため周辺農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>一般基準の農地法第5条第2項第3号から6号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、23番の案件について説明します。場所につきましては8ページの地図をご覧ください。</p> <p>黒で塗りつぶしている箇所が申請地で、日進市役所から北に約260mの位置に所在し、地目、現況ともに畑で面積は251㎡です。</p>
--	---

		<p>申請者は現在本郷町古郷に居住しておりますが、近々結婚を控えており、今後の家族計画を考え戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>申請者と両親に所有する土地はなく、祖母に相談したところ申請地を使用しても良いという承諾を得ることができ、実家から近く子育ての環境も良いためやむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地南側の側溝へ放流するため周辺農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>一般基準の農地法第5条第2項第3号から6号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続きまして、24番の案件について説明します。場所につきましては9ページの地図をご覧ください。</p> <p>申請地は日進西中学校から南に約200メートルの位置に所在し、地目は田、現況地目は田で面積は1332㎡です。</p> <p>黒で塗りつぶしている箇所が申請地で、灰色で塗りつぶしている箇所が一体利用地であります。</p> <p>こちらは令和5年5月の農業委員会で農振除外のご審議をいただいた案件で、現在除外手続き中であります。</p> <p>申請法人は、昭和41年に会社設立をして、岩崎町大塚の自宅に本店事務所をかまえ、貨物自動車運送事業を営んでいます。</p> <p>会社の倉庫と車庫については、平成15年に県道岩藤名古屋線の道路用地収用事業により、現在の浅田町の土地に移転となり今に至っております。</p> <p>申請法人は、一般配送の他、住宅建材や資材の配送に力を入れており、更なる建設分野での配送の拡大を図るため、足場等の仮設資材を自社確保し運送する事業を計画しています。</p> <p>仮設資材の置場の確保を目的として、大型車両の転回スペースが確保でき、かつ事業用敷地と一体的に利用できる隣接地が最適地であることから、当該地を選定したものになります。</p>
--	--	---

		<p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。排水については、雨水は自然浸透する計画とし、外周部には土を盛り、土砂の流出を防ぐ計画となっております。</p> <p>一般基準の農地法第5条第2項第3号から6号についての各要件については、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議長 議案第2号について、説明が終わりましたが、番号24番を除いた案件についてご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>委員 22番は9000㎡以上の造成だが、切土盛土は発生するか。搬出はあるか。</p> <p>事務局 申請書上では確認出来ない。現地は低いので盛土による搬入が多いのではと思われる。</p> <p>委員 調整池はあるか。</p> <p>事務局 申請書上では確認できない。周辺の農地への排水はないが、側溝への排水が調整池を経由するかは分かりません。</p> <p>委員 今後、その辺りも教えて欲しい。</p> <p>委員 溶接関連の工場だが、騒音は大丈夫か。学校もある。</p> <p>事務局 新工場は学校から離れているが、騒音については農業委員会では是非を判断できません。</p> <p>委員 どういった製品を扱う工場か。</p> <p>事務局 溶接の電極の研磨刀・研磨機等の工場です。</p> <p>委員 メッキなどか。有害物質の流出は大丈夫か。</p> <p>事務局 農地への排水の流出はありませんが、有害物質だとしたら環境部局での対応と思われます。</p> <p>委員 建屋は平家か。</p> <p>事務局 二階建てです。</p> <p>議長 他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の内、24番を除く案件について賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議長 全員賛成ということで、議案第2号21番から23番については、原案のとおり可決とします。</p> <p>議長 続けて審議を進めます。整理番号24番については、自己案件でありますので、該当委員は一時ご退席願います。</p>
--	--	---

	議長	<p>(委員 退室)</p> <p>議案第2号の内、整理番号24番についてご意見ご質問はございますか。</p> <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議案第2号の内、番号24番について賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第2号の内24番については、原案のとおり可決とします。</p> <p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。</p>
	議長	<p>(委員 入室)</p> <p>全員賛成で可決されましたことを報告します。</p> <p>続きまして、議案第3号「農業経営改善計画認定申請書について」を議題とします。</p>
	事務局	<p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第3号の案件について説明します。</p> <p>まず、この「農業経営改善計画」の手続きについて説明します。</p> <p>農業経営改善計画の認定とは、農業経営基盤強化促進法第12条第1項において、「市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを市町村に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる」とされています。</p> <p>この認定をうけることにより、「認定農業者」になることができます。</p> <p>そして、この認定にあたっては、前述の基盤強化法第12条第5項に「同意市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする」とあります。次に掲げる要件とは、「①基本構想に照らし適切なものであること②農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること③その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること」であります。</p>

		<p>そして、日進市が認定をする経営改善計画について、農業委員会の意見を聴取するものになります。</p> <p>今回は、1件、新規で計画書の提出がありましたので、説明いたします。</p> <p>申請法人は、代表が平成24年に農地を借り受けてから、経営規模を拡大し、旧「人・農地プラン」では、藤島地区の中心経営体の一つであり、現在の経営状況は、藤島町と北新町を中心に水稻やキクラゲ等で、約1.6haの農地を営んでいます。</p> <p>今後の更なる経営の改善と、その設備投資の際の補助金の活用も視野にいて、今回、認定の申請に至ったものです。</p> <p>それでは、計画の内容について簡単に説明いたします。</p> <p>10ページになります。申請法人は、藤島町平子に所在しています。①農業経営体の営農活動の現状及び目標ですが、(1)の営農類型は、これまでの稲作中心に加え、今後は、ブルーベリーとマンゴーの生産も行う複合的経営になります。(2)の農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、新たな品種に取り組むことで年間所得400万円を目標に設定しています。労働時間も新たな品種に取り組むこともある為、現状より増える見込みで、目標では1800時間に設定しています。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標ですが、水稻は現状を維持し、現状の敷地内で、キクラゲ・椎茸・ブルーベリー・マンゴーの規模拡大を進めることとしています。</p> <p>続きまして、11ページ中段の③ですが、マンゴーについてですが、ビニールハウス内の温度管理が課題であり、暖房設備の導入し、生産性の向上を目指しております。中段の④ですが、今後、マンゴー・ブルーベリーといった新たな品種に取り組み、新たな販路拡大や加工品を販売し、安定した経営管理を目指すこととしています。中段の⑤ですが、現在2名の雇用者と1名のアルバイトがいますが、役割分担が明確でない為、今後は就業規則等を整備していくこととしています。</p> <p>マンゴーとブルーベリーについては、新規で始めることから、未知数な部分もありますが、市としても可能な範囲で支援をしていくつもりであります。</p>
--	--	--

		<p>また、代表者が高齢ではありますが、後継者として娘婿が加わり、今後も法人として、農業を続けていくとのことである為、認定に支障はないと判断いたしました。</p> <p>以上の計画書の内容と日進市の基本構想に照らし、適切なものと判断され、今後もさらなる成長と規模拡大が期待できると考えており、認定農業者に認定することに支障はないものと思われます。</p> <p>以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議長 委員		<p>議案第3号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
事務局		<p>女性のパートは見たことがあるが、後を継がれる娘婿は見たことがない。きっちりやれるかおさえたほうがいいかなと。</p> <p>また、隣の田んぼを所有しており、土を入れている。雨が降れば畦畔を超えてくる。雨水対策はどうなるのかなと</p>
議長		<p>土を入れた部分については、周囲に影響がないよう是正の指導をしていきます。</p> <p>他に、ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議長		<p>議案第3号「農業経営改善計画認定申請書について」賛成の方は、挙手をお願いします (全員挙手)</p>
事務局		<p>全員賛成ということで、議案第3号については、原案のとおり可決とします。</p> <p>続きまして、専決について、事務局より報告を願います。 (専決について一括で報告)</p>
議長 委員 事務局		<p>専決1号 3条届出 10件 専決2号 5条届出 6件</p> <p>専決について、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
委員		<p>相続人が市外の方の場合どのような指導をしている。 届出の添付書類で今後の方針を回答してもらっている。</p>
事務局		<p>また、土地によっては利用権設定を促している。 登記が農地、現況が宅地の土地についてはどう捉えているか。</p>
委員		<p>過去に転用の手続きをしているが登記を変えていない等のケースがある。3条の届出において、何かしらの対応はしていません。</p>

事務局		誰が書類を作成するのか。
委員		分かりません。死亡の手続きの中で、届出の提出を周知している。
事務局		将来、現況証明となるのか。
議長		そうなるものもある。転用後は、地目変更登記をしてもらいたい。
事務局		他にご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。
事務局		続きます、その他について事務局より報告をお願いします。 (その他について一括で報告)
議長		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地のあっせん願いについて</li> <li>・農地を農業用施設に使用する届出書について</li> </ul>
議長		その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。
事務局		ご意見・ご質問等がないようですので、その他については終わります。
事務局		事務局よりその他事務連絡などがありましたら、お願いします。
事務局		(事務連絡)
議長		来月の農業委員会
議長		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(11月27日 午後3時 本庁舎4階第1会議室)</li> <li>・活動記録について</li> <li>・視察研修について</li> </ul>
議長		それでは、これをもちまして、令和5年第10回農業委員会を終了させていただきます。
	(15:55)	長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。